

## 『川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会（仮称）』

～ 川内川水系流域治水協議会の取組として ～

### 1. 目的

- ・ 令和3年7月の出水により川内川水系の各地で内水被害が発生したことを受け、今後の内水氾濫の解消に向けて、国・県・市町等が連携し、総合的な内水対策の調査検討を実施していくことを目的に、「川内川水系流域治水協議会」の下部組織として、『川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会（仮称）』を設置する。

### 2. メンバー

- ・ 5市町の建設課長
- ・ 各県河川課 課長補佐
- ・ 川内川河川事務所 技術副所長

### 3. 連絡会における当面のとりくみ

#### ① 内水被害等の実態整理

- ・ 各市町で内水箇所（代表箇所1カ所）を選定
- ・ 各代表箇所について、過去の浸水実績や今回降雨の年超過確率を整理

#### ② 総合内水対策（総合内水計画）についての認識共有

- ・ 実際に総合内水計画を策定し動いている地域の事例を共有  
（どんな被害が起こって、どんな計画を作って、どんな役割分担で進めているのか）→ 久留米、飯塚 等の事例

#### ③ 考えられる対策の検討・提案

- ・ 代表箇所と考えられる対策を概略検討し提案（委託業務発注）

# 川内川水系流域治水協議会 規約

## (設置)

第1条 本協議会は、「川内川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、川内川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系川内川流域を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 川内川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水

プロジェクト」の策定と公表。

- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(その他の会議)

第7条 協議会は、第6条の実施事項を推進するため、協議会構成員の同意を得て、前条までに掲げたもの以外に会議を設置することができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会及びその他の会議は、原則非公開とし、幹事会及びその他の会議の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、鹿児島県、宮崎県に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、令和 2年 7月28日から施行する。

令和 2年 9月29日改正

令和 3年 3月17日改正

令和 4年 3月14日改正

## 川内川流域治水協議会 名簿

薩摩川内市長

さつま町長

伊佐市長

湧水町長

えびの市長

気象庁 鹿児島地方气象台長

気象庁 宮崎地方气象台長

林野庁 九州森林管理局 北薩森林管理署長

森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理防災局長

宮崎県 県土整備部 河川課長

宮崎県 県土整備部 都市計画課長

宮崎県 県土整備部 砂防課長

宮崎県 危機管理局長

宮崎県 小林土木事務所長

宮崎県 西諸県農林振興局長

九州地方整備局 川内川河川事務所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所長

## 川内川流域治水協議会 幹事会 名簿

薩摩川内市 建設部長  
 薩摩川内市 危機管理監  
 さつま町 建設課長  
 さつま町 危機管理監  
 伊佐市 建設課長  
 伊佐市 総務課長  
 伊佐市 農政課長  
 湧水町 建設課長  
 湧水町 総務課長  
 えびの市 建設課長  
 えびの市 基地・防災対策課長  
 気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官  
 気象庁 宮崎地方气象台 防災管理官  
 林野庁 九州森林管理局 北薩森林管理署 森林技術指導官  
 森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 主幹  
 鹿児島県 土木部 河川課長  
 鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長  
 鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課長  
 鹿児島県 土木部 参事兼砂防課長  
 鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長  
 鹿児島県 北薩地域振興局 農林水産部 農村整備課長  
 鹿児島県 北薩地域振興局 農林水産部 林務水産課長  
 鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長  
 鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農林水産部 農村整備課長  
 鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課長  
 宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐  
 宮崎県 県土整備部 都市計画課課長補佐  
 宮崎県 県土整備部 砂防課課長補佐  
 宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐  
 宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長  
 宮崎県 西諸県農林振興局 農村計画課長

宮崎県 西諸県農林振興局 農村整備課長  
宮崎県 西諸県農林振興局 林務課長  
九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長  
九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官

## 川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会（仮称） 規約

### （設置）

第1条 本連絡会は、「川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会」（以下「連絡会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本連絡会は、「川内川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）規約第7条に基づき設置するものであり、川内川流域における内水被害の解消に向けて、国・県・市町等が連携して総合的な内水対策の調査検討を実施することを目的とする。

### （連絡会の構成）

第3条 連絡会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 連絡会の運営、進行及び招集は協議会事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、連絡会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を連絡会に求めることができる。

### （連絡会の実施事項）

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1） 内水被害の実態把握及び情報共有。

（2） 内水被害の解消・軽減のためのハード対策に関する調査検討。

（3） 内水対策実施状況のフォローアップ。

（4） その他、内水対策連絡会に関して必要な事項。

### （雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、連絡会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、連絡会で定めるものとする。

### （附則）

第6条 本規約は、令和 4年 3月14日から施行する。

## 川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会（仮称） 名簿

薩摩川内市 建設部長

さつま町 建設課長

伊佐市 建設課長

湧水町 建設課長

えびの市 建設課長

鹿児島県 土木部 河川課 技術補佐

鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 技術補佐兼生活排水係長

鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長

鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長

宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐

宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長

九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長